

従業員のみならず、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！

【発行：田中人事労務設計事務所】

生涯にわたって支える「社会保障制度」

社会保障制度は、国民の「安心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットです。

「社会保険」、「社会福祉」、「公的扶助」、「保健医療・公衆衛生」からなり、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての人々の生活を生涯にわたって支えるものです。

※参照：厚生労働省ホームページ「社会保障とは何か」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21479.html

1. 社会保険(年金・医療・介護)

国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度

- 病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることのできる「医療保険」
- 老齢・障害・死亡等に伴う稼働所得の減少を補填し、高齢者、障害者及び遺族の生活を所得面から保障する「年金制度」⇒詳しくは裏面「[公的年金の意義](#)」
- 加齢に伴い要介護状態となった者を社会全体で支える「介護保険」 など

2. 社会福祉

障害者、母子家庭など社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度

- 高齢者、障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう、在宅サービス・施設サービスを提供する「社会福祉」
- 児童の健全育成や子育てを支援する「児童福祉」 など

3. 公的扶助

生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度

- 健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する「生活保護制度」

4. 保健医療・公衆衛生

国民が健康に生活できるよう様々な事項についての予防、衛生のための制度

- 医師その他の医療従事者や病院などが提供する「医療サービス」
- 疾病予防、健康づくりなどの「保健事業」
- 母性の健康を保持、増進するとともに、心身ともに健全な児童の出生と育成を増進するための「母子保健」
- 食品や医薬品の安全性を確保する「公衆衛生」 など

～公的年金の意義～

※参照：厚生労働省ホームページ「公的年金の意義」https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/document/pdf/the_meaning_a4.pdf

1. 公的年金って、なんのためにあるの？

人生には、いろいろな「もしもの時」があります。病気やけが、死亡など……

そうした「もしもの時」に備えるため、民間の生命保険や医療保険に加入したり、貯蓄をする方もたくさんいることでしょう。

ですが、その「もしもの時」がいつ訪れるのか、どれだけの期間に及ぶのかは、誰にもわかりません。

すべての人が、あらゆる事態を予測して準備することは困難なのです。

すべての人がこうした事態に備えられるようにしたのが、公的年金です。

2. 人生のリスク、想定外のリスクとは

高齢によって働けなくなる以外にも、なんらかの事情で働けなくなったり、それまでの収入がなくなってしまうことは、人生において大きなリスクです。

公的年金では、以下のようなリスクに対応した保障を行っています。

●老齢年金「高齢で、働くことができなくなった」

65歳から終身給付を受けることができる年金です。

「年金」というと、この老齢年金を指す場合が多いです。

●障害年金「けがや病気などで障害を負って、働けなくなった」

加入中、病気やけがなどで一定の障害を負った場合に受給できます。

また、20歳前の障害にも対応しています。

●遺族年金「家計の担い手が亡くなってしまい、収入が得られなくなった」

年金受給者や被保険者が亡くなった場合、その遺族が受給できる年金です。

3. なにが違うの？公的年金と貯金

公的年金は、一般的に老後の生活資金として考えられていますが、広い意味での保険制度にあたります。老後に備えて個人で貯蓄した場合と比べ、以下のような特徴があります。

●生涯にわたって受給できる

自分が何歳まで生きるか、死ぬまでにいくら必要なかは誰にもわかりません。

このため、貯金をしていても、生きている間に使い切ってしまうかもしれません。

それに対して公的年金は、亡くなるまで受給できる仕組みです。長生きして貯金がなくなったらどうしよう……という心配をせず、安心して暮らしていけるのです。

●物価変動や賃金上昇など、経済の変化に比較的強い

物価や賃金が上がると、貯金の価値が目減りしてしまうかもしれません。

公的年金は、そのときの物価や現役世代の賃金などに応じて、どのくらい給付されるかが決まります。

このため、物価が上がるインフレーションなどに比較的強いと言われていています。

●重度の障害を負った / 家計の担い手が亡くなったときに対応できる

家計の担い手が、突然の事故や病気などで障害を負ってしまったら、亡くなるなどしたとき、小さな子どもや配偶者はどうしたらいいでしょう。貯めてきたお金だけでは生活できない場合も考えられます。

こうした事態に備えるため、公的年金は障害を負った方や遺族への保障も行っています。

生涯にわたって支える「社会保障制度」

発行：田中人事労務設計事務所

【住所】〒532-0013 大阪市淀川区木川西 1-4-17-502

【電話】06-6476-9870 【メール】miketanaka_sr@ybb.ne.jp